



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ブレトン・ウッズ協定の批准と過度期の「国際協力」:「ブレトン・ウッズ体制」の原点についての一考察(2)-1
Author(s)	本間, 雅美
Citation	経済學研究, 39(2), 158-181
Issue Date	1989-09
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31829
Type	departmental bulletin paper
File Information	39(2)_P158-181.pdf



ブレトン・ウッズ協定の批准と過渡期の「国際協力」

——「ブレトン・ウッズ体制」の原点についての一考察(2)—1——

本 間 雅 美

問題の所在

『ブレトン・ウッズは歴史上の一戦闘である。』実際、そうである。だが、それは、多くの分野で争われつつある政治・経済上の思想戦争に専らかわるものである。国際主義者と孤立主義者の長びく闘争、計画経済の提唱者とレッセ・フェールの擁護者との間の激しい対立、自由貿易主義者と関税主義者との新たな争い、これらの戦闘のすべては同じ戦争の一部である。…ブレトン・ウッズは戦争の第一段階である。最終の闘争は投票場でなされる。』¹⁾

これは、英国の『ネーション』誌がブレトン・ウッズ会議の底流に胎動しつつあった「新たな動き」を論評したものである。英国では、ブレトン・ウッズ・プランは「金本位制とほとんど異なるもの」²⁾とみなされた。すなわち、英国では、(1)ブレトン・ウッズにより「経済的ダンケルク」から自動的に回復する見込みはなく、(2)金・ドル本位制に縛りつけられ、(3)合衆国ビジネスの経済変動のなすがままにさらされるという事実鑑み、「アンクルサムがジョン・ブルを連れ出して殺す計画」³⁾に他ならなかった。それゆえ英国では、世界経済に米国が加える「拡張主義圧力」の程度いかんこそが戦後に「多角主義」を実現できるかどうかの要石とみ

なされたのであった。

他方、アメリカではブレトン・ウッズの「挑戦」に対してどのような反応を示したであろうか。ブレトン・ウッズから突き付けられた問答は、果たして受容できるものであったのであろうか。米国人の大方の反応は、ブレトン・ウッズ協定は「ケインズ・モーゲンソー計画」⁴⁾に他ならないという評価であった。この言葉ほどブレトン・ウッズの全体像を浮き彫りにした表現は見当たらないであろう。ブレトン・ウッズ会議の指導的精神は「新しい経済学」の唱導者として登場した J. M. ケインズ (John Maynard Keynes) であり、ブレトン・ウッズ協定に結晶した理念の核心部分は世界を組織化するための「国際清算同盟」機構を提唱した「ケインズ案」⁵⁾ そのものに他ならないというのが、

4) *Congressional Record* (以下、CR と略記する), Vol. 91, 1945, A 424, A 733; *Commercial and Financial Chronicles* (以下、CFC と略記する), Vol. 159, April 6, 1944, p. 1431.

5) *CFC*, 161, May 24, 1945, pp. 2309, 2316-2317, and 161, May 31, 1945, pp. 2428-2429. これは、ブレトン・ウッズが (1) インフレ圧力を高める財政赤字論、(2) 赤字国の投資不足を黒字国の援助で賄おうという貯蓄・投資ギャップ説、(3) インフレと物価騰貴による所得と富の再分配に支持を与える購買力説、(4) 為替相場短期変動論にもとづいているために、無限の資金供与の道を開き、インターナショナルイズムに対立するナショナルイズムに賛成している点が危険な面であり、「国際協力」の誤った行き方であると批判されたことから伺い知ることができる。ブレトン・ウッズの全理念がいかにケインズ・プランの「拡張主義」を体現したものとみなされたかについては、*CFC*, 161, February 8, 1945, pp. 617, 628-629 を

1) *Nation*, July 15, 1944, pp. 60-61.

2) *Ibid.*, February 10, 1945, pp. 148-149.

3) *Ibid.*, March 31, 1945, p. 348.

ブレトン・ウッズについての米国側の一般的見方であった。また、ブレトン・ウッズ会議の目的を「国際金融の神殿から高利貸しを追放する」⁶⁾ ことと記述したヘンリー・モーゲンソー (Henry Morgenthau) 財務長官の「国際経済学におけるニュー・ディール」⁷⁾ を実行に移す「赤十字の博愛的救済計画」⁸⁾ でもあった。したがって、ブレトン・ウッズ協定は「ニュー・ディールのスペンディング・プログラム」という「容器」に「拡張主義」という新しい酒を注ぎ込む世界的規模での「宴会」であり、かつ世界経済にグローバルな「干渉主義」を持ち込む国際経済関係の「組織化計画」の一部であるという点で、画期的なものであった⁹⁾。このように、ブレトン・ウッズはケインズ流の「拡張主義」とモーゲンソーに代表されるニュー・ディール型の「統制主義」との「結婚」を意味するものとして、米国実業界や議会から酷評されたのであった。「ケインズ・モーゲンソー計画」が「国際協力」を装ってイギリスから提案され、他国により支持されたブレトン・ウッズの「詐欺行為」であるとみなされたのは、「ケインズ」、「モーゲンソー」、「拡張主義」、「統制主義」という言葉が米国実業界においては「禁句」に他ならなかったからである、といえよう¹⁰⁾。

では、ブレトン・ウッズは、かかる批判的精神にいかにかえ、いかにして正当化されたのであろうか。ブレトン・ウッズ協定の批准にさいしては、「国際協力」は疑いなくひとつのターニング・ポイントを画したのである。また、ブレトン・ウッズ協定批准問題はブレトン・ウッズの行きすぎに対する「制限」や「自己規制」により「幻滅」のうちに終わるほかなかった。とはいえ、戦争直後の双務的な国際経済関係の進展は、消極的にブレトン・ウッズの行きすぎに対する「抑制」を迫ったばかりでなく、より積極的にブレトン・ウッズ協定の「修正」をも促すことによって、ブレトン・ウッズ協定法案の原型を形づくったのであった。過渡期に要請された「国際協力」はブレトン・ウッズ協定にいかなる課題を加え、ブレトン・ウッズ協定にいかなる修正をもたらしただのであろうか。ブレトン・ウッズ協定の批准はブレトン・ウッズの「国際協力」をどのように発展させたのであろうか¹¹⁾。もしくは、「国際協力」からの退歩なの

参照されたい。なお、最近のケインズと戦後国際経済秩序についての研究としては、John Williamson, "Keynes and the Postwar International Economic Order", Harold L. Wattel (ed.), *The Policy Consequence of John Maynard Keynes*, New York, 1985, pp. 145-156がある。

- 6) U. S. Department of State, *Proceedings and Documents of the United Nations Monetary and Financial Conference, Bretton Woods*, New Hampshire, July 1-22, 1944 (以下、*Proceedings* と略記する), 2 vols, Washington, 1948, p. 1227; *New York Times* (以下、*NYT* と略記する), July 23, 1944, p. 24.

- 7) *Foreign Relations of the United States* (以下、*FR* と略記する), 1942, Vol. I, p. 172. なおモーゲンソー財務長官がニュー・ディールの熱心な支持者であったゆえに、議会と実業界のきらわれものであったことについては、Richard N. Gardner, *Sterling-Dollar Diplomacy in Current Perspective* (New expanded edition), New York, 1980, pp. 72, 76, 193. 村野孝・加瀬正一訳『国際通貨体制成立史(上・下)』東洋経済新報社、1973年、198-199, 203, 360頁を参照されたい。

- 8) *CFC*, 161, May 24, 1945, pp. 2278, 2309.

- 9) U. S. Congress, House, Committee on Banking and Currency, *Bretton Woods Agreement Act, Hearings on H. R. 2211* (以下、*House Hearings* と略記する), 79 th Congs., 2nd sess. Washington, 1945, p. 1107.

- 10) John Morton Blum, *From the Morgenthau Diaries: Years of War, 1941-1945*, Boston, 1967, p. 273; *CFC*, 159, April 6, 1944, p. 1431.

- 11) J. W. Beyen, *Money in a Maelstrom*, New York, 1949, pp. 1-8. ところで、「国際協力」には一種の循環論の様相を呈するという無益な論争に陥る危険性があること、また各国の国家政策の調整という困難さを有しているために、「国際協力」が常に要求されざるをえないという「不自然さ」を伴うことになる。しかし、ホワイ特によれば、ブレトン・ウッズの「国際協力」はこれまでの「国際協調」とは異なり、強力な権力と資産をもつ国際機関から成るという点で、新たな段階を画

であろうか。さて、そこで「国際協力」の実践としてのブレトン・ウッズ協定修正問題が解明されるべきとすれば、それが過渡期の国際経済関係の進展という歴史的段階性を画されている以上、過渡期の「国際協力」という名の下で総括されざるをえないことは明らかであろう。

ところで、R. N. ガードナーに代表される従来の通説は、ブレトン・ウッズ協定批准問題を、次のように説明するのが一般的である。すなわち、ブレトン・ウッズ批准論争は、IBRDをその対象から切り落とし、IMFにのみ反対が集中したのであるが、ブレトン・ウッズの論争からIBRDが抜け落ちたことをもって、ブレトン・ウッズ協定の背景にあった「ニュー・ディールの国際化」という改革理念が後景に退けられ、ブレトン・ウッズ協定が批准されたと説くのである¹²⁾。しかしながら、世界銀行が、

されるという (*House Hearings*, 1945, p. 68)。また、アチソンも「国際協力」の危険は全体の状況を監視することができる国際機関の設立によりセーフガードすることができるという。詳しくは、*Department of State Bulletin* (以下、DSBと略記する), 1944, Vol. XI, November 30, p. 662を参照されたい。

なお、「国際協力」についての最近の議論の興隆には目を見張るものがある。たとえば、欧文文献では、Martin Feldstein, *International Economic Cooperation*, Chicago, 1988; Kenneth A. Oye (ed.), *Cooperation under Anarchy*, New Jersey, 1986; Ralph C. Brayant, *Money and Monetary Policy in Interdependent Nations*, Washington, D. C. 1980, § 25; The Limits to Co-operation, in *The Economist*, September 26, 1987, Survey 1-56 を見られたい。また、本邦で戦後国際経済関係再編成を「国際協力」の実践として検討した先駆的業績として、佐々木隆生「戦後国際経済関係再編成と「国際協力」」『経済学研究』(北海道大学)第35巻第3号, 1986年がある。ところで、「国際協力」の議論の中心点が国際マクロ経済政策の調整にあることは、ブレトン・ウッズ協定批准論争の争点ブレトン・ウッズ機関と国家主権をめぐって争われた点で類似していることが想起されよう。

- 12) R. N. Gardner, *op. cit.*, pp. 110, 140. 邦訳(上), 249-297頁。牧野裕「合衆国における『ブレトン・ウッズ協定』の批准と対外経済政策の課題」『商学論集』(福島大学)第52巻1号, 1983年, 231頁。なお、このような視点にたつて、筆者は既に、

文字通り論争の対象から外されたと考えてよいのであろうか。このような問題の設定の仕方は、前稿で明らかにしたように、「銀行」の保守化によってブレトン・ウッズ会議で容認された世銀がブレトン・ウッズ協定批准時には、逆に「銀行」機能の強化を要請されたという基本的事実と相容れないという点で、問題があるといわねばなるまい。また、この点とも関係しているが、論争の対象から世銀を切り落とすといういわゆるブレトン・ウッズのIMF解消論は、当然のごとく世銀ではなくIMFが「拡張主義」はいうに及ばず、「全体主義」、「国家主義」に導くと激しく批判され、「為替安定基金」に後退した事実をもつて、ブレトン・ウッズ協定修正の意義を捉えるのである。そのうえ、最も問題なのは、J. H. ウィリアムズ (John H. Williams) のキー・カレンシー案をブレトン・ウッズ案の唯一建設的な代替案として強調するあまり、この対立する両アプローチの混合・併存がブレトン・ウッズ協定修正に連なる点を看過していることである¹³⁾。このような見方は、ガードナーに代表されるが、「ブレトン・ウッズ・アプローチ」と「キー・カレンシー・アプローチ」の対立が妥協の見込みがない程大きかったために、かかる対立を調停する「中間の道」はブレトン・ウッズ協定の批准により開かれたけれども、「キー・カレンシー・アプローチ」は英米金融協定の交渉によってはじめて採用されたとする単純なる併用論に連なる、といえよう¹⁴⁾。

IBRDのホワイト私案から同協定批准に至る草案書き換えの経緯について分析を試みた事がある。拙稿「戦後国際金融体制と世界銀行の成立」富森慶児編『現代の巨大企業』新評論, 1985年, 237-263頁を参照されたい。

- 13) R. N. Gardner, *op. cit.*, pp. 132-133. 邦訳(上), 276-277頁。なお、この点については、小野朝男『国際通貨体制』ダイヤモンド社, 1976年, 116-119頁が、夙に示唆していたところである。
- 14) 牧野裕「戦後の国際通貨体制とIMF機構」種瀬茂編『現代資本主義論』青木書店, 1986年, 268-298頁。牧野氏は「ブレトン・ウッズ・アプローチ」と「キー・カレンシー・アプローチ」の併用論をブレトン・ウッズ機構の設立と対英金融援助と機械的に解釈するために、ブレトン・ウッズ協定の修

しかし、私見によれば、ウィリアムズのブレトン・ウッズ協定修正の意義を不問に付したこのような形式的な両アプローチ併用論では戦後ブレトン・ウッズ体制確立の真の意義は正しく捉えきれないであろう。ウィリアムズのブレトン・ウッズ協定修正論は、後述するように、ブレトン・ウッズ協定批准の方向を決定づけたといえるのであるが、その特徴はブレトン・ウッズの枠の内と外で「キー・カレンシー・アプローチ」の追求を意図したというように、「二段構え」の形をとって提唱された点にあった。それゆえ、彼の構想はまた、「戦後再編原理の実践方式」の「修正問題」と深くかかわっていることも確かである。このように、いわゆるブレトン・ウッズ協定修正問題は、単にブレトン・ウッズ協定の中に「ブレトン・ウッズ・アプローチ」と「キー・カレンシー・アプローチ」の混合を取り入れ、内在化し、調和させたという点で、ブレトン・ウッズ体制の原点そのものの性格にかかわる根本問題を含意していたのである¹⁵⁾。

正そのものに関するウィリアムズの修正論の意義を看過している点で、問題があるとしなければいけない。これは、牧野氏が両アプローチの対立を戦後問題の解決の方法をめぐる対立としての意義しかもちえないのであった(牧野, 前掲論文, 1983年, 252頁), と述べていることから明らかである。ウィリアムズのブレトン・ウッズ協定修正論が現行ブレトン・ウッズ法案の中に取り入れられたとするのがわれわれの立場である。ウィリアムズが上院聴聞会で「ブレトン・ウッズ・アプローチ」と「キー・カレンシー・アプローチ」の併用論の立場に転換したとする牧野氏の説明は、事実にも照らしてもかつ理論的にもウィリアムズの真意を伝えているとはいえない。

なお、最近のガードナーの見解については、W. M. Roger Louis and Hedley Bull (ed.), *The "Special Relationship"*, Oxford, 1986, pp. 185-206を参照。

- 15) IMFの基本性格をドル供与の径路をめぐる闘い、したがってまた、国際機構の枠内と枠外の途との対立という視座から接近した木下氏の議論は、その後のIMF起源論の研究に大きな影響を与えている(木下悦二『現代世界経済論』新評論, 1978年, 175-181頁)。英米対立の本質をケインズ・ホワイト論争にさかのぼり、ドル資金供与の対立・

また、この点とも関連するが、ブレトン・ウッズ協定修正の歴史的意義は、ブレトン・ウッズの枠内と枠外で「英国問題」を解決し、もって戦後過渡期の「国際協力」の実を示したという点で、いわゆるブレトン・ウッズ体制の原点の

抗争と主張する議論は、ブレトン・ウッズ協定がいかんして成立したかという点を鮮明にするけれども、ブレトン・ウッズ協定をいかに実施に移すかというブレトン・ウッズ協定批准問題に対しては無力である。なぜならば、ブレトン・ウッズの「多角主義」から「双務主義」への転換をIMFの資金不足に解消するという致命的誤りを犯す恐れがあるからである。しかしながら、「多角主義」から「双務主義」への転換は、IMF自身の資金額という量的な問題ばかりではなく、IMFのクレジット供与の制限、厳格主義というアメリカ銀行界から課せられた制約にも大きく左右されていたのである。むしろ、米国内のドル資金供与の途をめぐる闘いが、ブレトン・ウッズ協定の修正・批准というように、その後のブレトン・ウッズ機構のあり方を大きく規定したといえるのである。

この木下氏の研究の延長線上にある深町氏の議論は、次のようなものである。すなわち「問題は、そのドル資金の供給を行うか否か、という点にあったのではなくて、どのようなルートで、すなわち国際機構の枠内で行うか枠外で行うか、という点にあったのである」という指摘である。このような立場からするIMFの評価の難点のひとつは、英米抗争がドル供与を国際機構の枠外に出したという結論に帰着することになる、という点であろう(深町郁彌『現代資本主義と国際通貨』岩波書店, 1981年, 83-84頁)。このような研究の問題点が、ブレトン・ウッズ協定修正・批准の意義を看過し、ドル資金供与のルートについてはIMFの枠内か枠外かという二者択一を求め、「再編原理」の実践方式の基本である「多角主義」と「双務主義」の混合・併用の必然性を解明できないことにあることは、明白であろう。ブレトン・ウッズ会議——ブレトン・ウッズ協定批准——英米金融協定——マーシャル・プランと流れる戦後再編構想の「原理」と「実践」の統一的把握を試みるわれわれの研究は、ブレトン・ウッズ協定修正の意義を視野に収めることによって、従来のブレトン・ウッズの所見に対して認識の座標軸の転換を迫るものである。ところで、このように問題を設定することは、とりも直さず、戦後ブレトン・ウッズ体制確立のメルクマルとして英米金融協定を位置づける通説に対して異論を提示することを意味している。確かに、英米金融協定は戦後再編原理の実践の起点に他ならないとしても、「再編原理の適用方式」の「修正」の原点はブレトン・ウッズ協定の修正・批准によって画されたといえよう。

画期をなしたといえよう。その意味するところはこうである。「対立と協調の奇妙な結合」¹⁶⁾形態をとったと称される「英米の特別の関係」がブレトン・ウッズにはね返って修正を迫ったということ、すなわちこれである。ブレトン・ウッズの枠内で「英国問題」を解決するためには、ブレトン・ウッズの「多角主義アプローチ」と並んで、ウィリアムズの「双務主義アプローチ」がブレトン・ウッズ協定の修正により導入され、両アプローチの内的統一が図られねばならなかったのである。このように、過渡期の「国際協力」とブレトン・ウッズ協定の修正いかなという問題を議論しない従来のブレトン・ウッズ体制成立論の最大の難点は、「ブレトン・ウッズ・アプローチ」と「キー・カレンシー・アプローチ」の中心概念である「多角主義」と「双務主義」はまさに対立する概念であるにもかかわらず、過渡期においてはブレトン・ウッズの「多角主義」の枠組内で「英米の特別の関係」にみられる「双務主義」がこれを支えるべく、ブレトン・ウッズの内と外から別々に追求することができるよう調停された論理を明らかにしえないことにある。そこでわれわれは、各国の「利益の共有」と同時に「対立」をも含有した「国際協力」の概念を明らかにしなければならないであろう¹⁷⁾。

16) Eugene Varga, "Anglo-American Rivalry", *Foreign Affairs* (以下、FA と略記する), Vol. XXV, 1947, p. 583.

17) 英米の「特別の関係」を強調する最近の研究としては、Sir Richard Clark, *Anglo-American Economic Collaboration*, Oxford, 1982; Alan P. Dobson, *The Politics of the Anglo-American Economic Special Relationship*, New York, 1988; David Reynolds, "A special Relationship? America, Britain and the International Order since the Second World War", *International Affairs*, Vol. 62, Number 1, Winter-1985/6, pp. 1-20 がある。ドブソンは、英米関係の分析においては「協調」と「対立」の「混合」という興味深い視角を打ち出している。しかし、「英米の特別の関係」を強調するあまり、戦後の計画を英米の戦後経済協調計画に解消する結果になっている。このため、ブレ

以上、ブレトン・ウッズ会議における同協定成立の理論とは質的に段階を異にするブレトン・ウッズ協定批准の論理が問われる所以である。戦後再編構想原理たる「自由・無差別・多角主義」と「国際協力」およびその実践方式の「修正」の歴史・統一的把握が求められているいまこそ、ブレトン・ウッズ体制確立の論理が改めて問われよう。本稿は以下の構成で論じられる。

I では、ブレトン・ウッズ協定批准の基本方向を「英米の特別の関係」の「対立」と「協調」、および米国内においてブレトン・ウッズの代替案が登場してきた意義と限界という点から明らかにする。

II では、ブレトン・ウッズ協定批准をめぐる二つの途をホワイト・ウィリアムズのアプローチ論争を検討することを通じて、ブレトン・ウ

ン・ウッズを英米の「国際協調」の成果としてのみ捉え、ブレトン・ウッズについての立ち入った分析はおこなっていない。また、累積債務問題の深化に伴って「銀行」と「基金」の協調関係をブレトン・ウッズ協定の起源にさかのぼって検討した最近の業績に、Richard E. Feinberg, "The Changing Relationship Between the World Bank and International Monetary Fund," *International Organization*, 42, 3, Summer 1988 がある。但し、ブレトン・ウッズ協定の意義についての捉え方については、ABA の単一融合案のブレトン・ウッズ協定修正に取り入れられた経緯を看過している点で大きな問題があるといわねばならない。こうした視点の源流をなす業績として逸することのできないものに、Edward S. Mason and Robert E. Asher, *The World Bank Since Bretton Woods*, Washington, 1973, pp. 538-558 がある。なお、IMF コンディショナリティの史的展開を IMF 成立過程にさかのぼって研究した最近の邦語文献としては、毛利一『国際債務危機の政治経済学』東洋経済新報社、1988 年、第 5 章が挙げられよう。

なお、「国際協力」の概念が、「自由・無差別・多角主義」と英米の「国際協調」と並んで戦後国際経済関係の再編の原点をなす大西洋憲章から英米相互援助協定第 7 条の締結に伴う戦後再編構想のグローバル化によってブレトン・ウッズという歴史の舞台に登場してきた点については、拙稿「世界銀行の起源について」『経済学研究』(北海道大学) 第 35 巻第 3 号、1985 年、を参照されたい。

ッズ協定修正の基本線を解明する。

Ⅲでは、ブレトン・ウッズ協定修正論争の中心となったIMF廃止問題を検討し、ブレトン・ウッズ協定批准論争の対立的構図を示す。

Ⅳでは、ブレトン・ウッズ協定批准論争を上・下院の通貨銀行委員会でのヒアリング、また上・下院本会議における論戦を具体的に顧みることによって、ブレトン・ウッズ法案として成立した経緯が明らかになるであろう。

ブレトン・ウッズ協定修正・批准問題の検討は、IBRD協定成立の論理の延長線上で把握することが出来ないというばかりではなく、それと相反する「銀行」の強化という新たな論理の飛翔が求められる以上、本稿は前稿「IBRD協定成立の基本論理」の続稿をなすものである¹⁸⁾。

I ブレトン・ウッズ協定批准の基本方向

既述したように、ブレトン・ウッズ・プランは、ケインズの財政赤字理論と「ニュー・ディールの国際化」の強力な推進者であると同時に、ニュー・ディールの継承者の最もラジカルな象徴であったヘンリー・ウォーレス (Henry A. Wallace) の国民経済計画化の理念を混合した「国際経済学におけるニュー・ディール」の実験の一つに他ならなかった¹⁹⁾。事実、ブレトン・ウッズの実施計画はアメリカに2千万ドルの国民所得をもたらした、したがってまた6千万人分の仕事を提供する完全雇用のための「国際協力」プログラムと謳われたために、政府による国民経済の組織化が財政スペンディング政策のための必要な前提条件であると訴えられた²⁰⁾。「国

際経済学におけるニュー・ディール」の直接の果実であると弾劾された、ブレトン・ウッズが米国実業界や議会筋から本能的に異端思想として嫌悪されたのは、一面それがケインズの「拡張主義」とウォーレスの「統制主義」の「結婚」を意味するばかりではなく、「政府統制」思想が「財政赤字」理論に優先するという斬新さゆえの一帰結でもあった²¹⁾。総じて、ブレトン・ウッズ・プランがケインズの「無料奉仕理論」にもとづいて世界的規模の経済の拡張と世界中の完全雇用を行う「国際的TVA計画」²²⁾、「国際的な空想的改良主義者」であるウォーレス自身の将来のアメリカのための「世界的規模のユートピア・プラン」²³⁾、世界的ベースでのいわゆる「計画化された経済」または「社会主義のための計画」²⁴⁾の一部と攻撃されたのは、まさにこの間の事情を反映していたためであった。

20 g, item 21 a; CFC, 161, March 15, 1945, pp. 1172, 1173. ウォーレスの完全雇用プログラムは、White Papers, Box 6 item 20 g. 彼の「政府統制」思想が色濃く投射されていたブレトン・ウッズ・プランが民間企業を破壊するとして反対された点は、CFC, 159, February 3, 1944, p. 514; NYT, July 12, 1944, p. 1, 32をみよ。また、ウォーレス思想の核心である政府による完全雇用の実施は、いわゆる「計画経済」に導き、その発展は必然的に「社会主義国家」に帰するとみなされて、政権から締め出されることになった点については、CFC, 161, March 29, 1945, pp. 1371, 1383を参照。なお、本邦におけるヘンリー・ウォーレスの研究業績として逸することのできないものに、安藤次男「戦後アメリカの対外政策とヘンリー・A・ウォーレスの外交論」『立命館法学』127号、1976年がある。

21) CR, 1945, A 1770. これは「アンクル・サムは世界の金融上のスケープ・ゴートになるべきか」という点から、ケインズ計画により「ジョンブルは再びアンクル・サムがイギリスのために火中のくりを拾うことを望む」(CFC, 161, March 15, 1945, pp. 1145, 1172-1173)と批判されたことから知る事ができる。

22) CFC, 159, May 18, 1944, pp. 2029, 2036, and 161, March 15, 1945, pp. 1145, 1172-1173.

23) Ibid., April 19, 1945, pp. 1745, 1752; CR, 1945, A 1769.

24) House Hearings, pp. 1106, 1107; CFC, 161, May 17, 1945, p. 2195.

18) 拙稿「IBRD協定成立の基本論理」『経済学研究』(北海道大学)第37巻第1号、1987年。J. M. Blum, *op. cit.*, p. 228; CR, 1945, A 1127.

19) ウォーレスが「計画経済」の象徴的存在であった点については、John Morton Blum (ed.), *The Price of Vision: The Diary of Henry A. Wallace*, Boston, 1973を参照されたい。

20) *Harry Dexter White Papers*, Firestone Library, Princeton, New Jersey, Box 6 item

ともあれ、「自由放任主義」という古い教義のうちにこそコブデン流の「世界平和への道」のみならず、「戦後復興の道」および「ニュー・ディールの国内統制からの脱却の手段」をも見出されうとする国務長官、コーデル・ハル (Cordell Hull) や共和党保守派、ニューヨーク銀行界にとっては、「金本位制」への復帰を否定し、「自由主義の終焉」を予断した、ケインズの「拡張主義」とウォレスの「計画主義」を色濃く体现していたブレトン・ウッズ・プランはまさにアメリカのビジネス界の伝統的な行動原理である「見えざる手」による民間企業の「自由競争」を否定し、かつ外国貿易の分野におけるハルの「自由貿易主義」を議会から遠ざける「ニュー・ディールの狂人」²⁵⁾の陰謀に他ならなかった。ブレトン・ウッズの論争が究極的に「自由貿易」を「国家統制」の虚像と対置し、両者の間の「均衡点」をどこに求めるべきかをめぐって争われたのは、ブレトン・ウッズ協定の批准がブレトン・ウッズという「器」に「拡張主義」と「計画主義」という新たな酒を注ぎ込むべきか否か、もし注入すべきとすればどの程度にすべきかをめぐってなされた闘いのアナロジーに他ならないであろう。

1) ブレトン・ウッズ協定修正の意義と「国際協力」の限界

「われわれの計画が幻滅に“終わる”よりも、幻滅に“はじまる”方がどんなによいでありましょう。」²⁶⁾

25) A. V. Dormael, *Bretton Woods*, London, 1978, p. 246. なお、ローズベルト、トルーマン政権からニュー・ディールが次第に締め出され、「計画化の道」が斥けられたという、いわゆる「ニュー・ディールの終焉」(*The Economist*, February 16, 1946, p. 255)は、このことに一因があったのである。詳しくは、Donald Moggridge (ed.), *The Collected Writings of John Maynard Keynes* (以下、JMKと略記する), Vol. XXVI, 1980, p. 225. 石川健一・島村高嘉訳『ケインズ全集』第26巻、東洋経済新報社、1988年、228頁を参照。

26) JMK, XXVI, p. 103. 邦訳『ケインズ全集』

これは、ブレトン・ウッズの「国際協力」に大きな期待をかけたケインズのブレトン・ウッズ会議における閉会の辞の一部である。彼が戦後再建の実施計画の方向と規模を大きく左右したいいわゆるブレトン・ウッズ協定修正論争において、ブレトン・ウッズ案がその「行きすぎ」に対する「自己規制」と「犠牲」によってしか果実をもたらしえない宿命を有していたことを見通していたことは、明らかであった。では、ケインズにとっては実際に、「幻滅」にはじまり「幻滅」に終わるほかなかったブレトン・ウッズ協定批准の歴史的意義は、いったい何だったのであろうか。ケインズが期待をかけた「国際協力」は、ブレトン・ウッズ協定の修正・批准により発展させられたといえるのであるが、それはまた、「国際協力」に重大な内容変更を迫るものでもあった。この点からして、ブレトン・ウッズ協定の修正は、ブレトン・ウッズの「国際協力」の限界を自ら実証し、「戦後再編構想原理の適用方式」が「多角主義」一辺倒から「多角主義」と「双務主義」を併用するという、いわゆる「中間の道」を採らせることを可能にしたという意味で、画期的なものであったのである。このように、「再編原理の実践方式」の「修正」の源流はまさに、この点に求められるべきであろう。要するに、いわゆる「ブレトン・ウッズ協定の修正問題」とは、ブレトン・ウッズ協定の一部手直しに留まらない戦後のブレトン・ウッズ体制の確立という「国際協力」の枠組の組織の仕方にかかわる「戦後再編構想原理の適用方式」の「修正」問題をも内包していたのである。この点は、既に前稿で示唆したところであるが、米政権は戦後過渡期の国際経済関係の相対的に独自の双務的な展開によりブレトン・ウッズの「国際協力」のディレンマに直面する事になったが、これをブレトン・ウッズ

第26巻、128頁。Roy F. Harrod, *The Life of John Maynard Keynes*, London, 1951, p. 583. 塩野谷九十九訳『ケインズ伝(下)』東洋経済新報社、1967年、643頁。

協定の修正により克服し、対応しようと努めたのであった。つまり、「双務主義」がブレトン・ウッズ協定修正の「結晶媒体」のひとつとしての重要な役割を果たしたのである。では、ブレトン・ウッズの「国際協力」のディレンマとは何であろうか。これは、ブレトン・ウッズ協定が戦後過渡期という「双務主義」の大海の彼方で「多角的多角主義」という「国際協力」の帆を降ろし、「双務主義」を防ぐために「双務主義」を追求し、もって「双務主義」的に「多角主義」を実現するという、いわゆる「双務的多角主義」の旗を過渡期の「国際協力」として掲げざるをえなかったのは何故か、という問題に他ならない。

ところで、英米両国においては、ブレトン・ウッズ協定は何よりも過渡期に有効に作用するに足る程十分なものとみなされなかった。米国にとっては、ブレトン・ウッズは経済の成長や完全雇用を達成し、安定した世界経済秩序を建設するには余りにも大きすぎ、かつ過渡期に円滑に運営するには余りにも限定的なものでしかなかった。米国銀行界が、ブレトン・ウッズはグローバルな「国際協力」を行う基盤をひどく傷つけ、ひいては「国際協力」の放棄に連なるとして、過渡期の「国際協力」を新たに要請した所以である²⁷⁾。

一方、大西洋を隔てたイギリスにとっては、ブレトン・ウッズが英国の「特別の問題」を解決するには余りにも小さすぎ、真の「国際協力」からの後退を意味していたことは、疑う余地がなかった。このため、英国にとっての戦争直後の最大の問題は、高度な雇用と所得水準の維持を目指す国内政策がより自由な国際貿易や国際投資ルールと調和するような国際貿易の条件をいかに見出すかにかかるとなった²⁸⁾。こ

の点で、ブレトン・ウッズは、ケインズがブレトン・ウッズ会議で期待したものと「別のもの」²⁹⁾ となってしまっていたのである。イギリスにおいて、ブレトン・ウッズが機能するには、前もって次の条件が満たされねばならないと訴えられたのは、まさにこの点に一因があったといえよう。米国が、(1)ブレトン・ウッズの外から国際勘定を均衡化する措置を採ること、(2)完全雇用という財政スペンディング政策を続ける

trade", the *Review of Economic Statistics* (以下、RES と略記する), Vol. XXVI, No. 4, November 1944, p. 166; *The Financial Times* (以下、FT と略記する), January 11, 1945, p. 2. IMFは、ケインズ案と異なり、為替安定の促進に重点を置いたのに対し、高度な雇用水準の促進、維持を軽視していた点で、とくに英連邦諸国から不評を買ったのである (FT, February 27, 1945, p. 3).

- 29) JMK, XXVI, p. 232, 邦訳『ケインズ全集』第26巻, 294頁。しかしながら、ケインズは、IMFを「完全雇用と関連のある新しい思想と新しい技法に適った国際的な枠組を提供するもの」(Ibid., p. 19. 邦訳『ケインズ全集』第26巻, 24頁。House of Lords, Vol. 131, 1944, p. 847)と述べて、縮小したIMFを擁護しなければならなかったのであるが、これは多角的貿易を完全雇用実現のために利用すべきであるとする現実主義にもとづいていた、といえよう。しかし、このケインズの立場は理論的にいえば、多角的貿易をもって完全雇用の基礎であるとしていることは明らかであって、その点で、完全雇用と世界経済の関係を転倒した関係において捉えているといわなければならない。なぜならば、各国の完全雇用政策は各国の産業の合理的配置に基礎をおく国際分業関係にもとづいて多角貿易を行うことを通じて実行されると考えねばならないからである。ケインズは、多角貿易と完全雇用政策とを各国の共通の努力目標にすること、したがって、ある国から他の国への失業の輸出をするという近隣窮乏化政策を認めないという政策協調を結ぶことによって、この論理的矛盾を現実的に解決している (JMK, XXVI, p. 5. 邦訳『ケインズ全集』第26巻, 6-11頁)。この考えの行き着く先が完全雇用諸国内での多角的貿易による結合という、いわゆる「双務的多角主義」に帰着することは、けだし当然であったといえよう。なお、最近におけるケインズ、ビヴァリッジ完全雇用構想に伴う集産主義についての研究は、Tony Cutler, Karel Williams and John Williams, *Keynes, Beveridge and Beyond*, New York, 1986を参照されたい。

27) W. W. Aldrich, *Some Aspect of American Foreign Economic Policy*, Chase National Bank, New York, 1944, pp. 5-26.

28) U. K. Government, *White Papers on Employment Policy*, Cmd 6527, p. 4; J. B. Condiff, "Exchange Stabilization and International

こと、(3)惜しみなく輸入剰余を創出すること、すなわちこれである。そして、もしアメリカがブレトン・ウッズの作動する絶対的な必要条件を満たしえない場合には、イギリスは「多角主義」に併うリスクなしにその利点を享受する「中間の道」を採らざるをえないという実際的かつ論理的帰結に達したのであった³⁰⁾。かかる英国の戦後再編実践の立場は、英米の期待する「国際協力」の性格と程度についての根本的差異を暗示していた、といえよう。『エコノミスト』誌によれば、戦後の国際収支不均衡が終止するまでは、「全世界とはいえない」、「完全に普遍的ではなく、完全に多角的でもなく、また完全に正統派とはいえない代替策」が最善の処置とみなされたのであった。そして、「多角主義」原理が文字通り全世界的に展開されえないとすれば、次善の策はこの原理をできるだけ広い地域にわたって適用する以外にはなかった³¹⁾。換言すれば、「多角的多角主義」は実行不可能な命

題³²⁾であるが、しかし「多角主義」に最も近い「新しいアプローチ」として、完全雇用政策を同時に採用する諸国が形成するブロック、一言でいえば、英連邦という「完全雇用ブロック」内で多角的貿易政策を実施することこそが、最良の手段であるという政策提言が、イギリスの支配的見解となったのである³³⁾。すなわち、「双務主義」の一変種である「差別的多角主義」を選択することは、「建設的かつ拡張主義的な経済協力のための道」³⁴⁾を開くという実際的・論理的結論に達したのである。この点で、ブレトン・ウッズの「国際協力」は、英国の「双務主義」

30) *The Economist*, Vol. cxlix, July 21, 1945, pp. 75-76, August 4, 1945, p. 151, August 18, 1945, p. 220, and August 25, 1945, p. 252. これは、ケインズが戦後計画において英国は極端なレッセ・フェールの地位と極端な計画化の地位の間の「中間の立場」をとるといったことから明らかである (J. M. Blum (ed.), *The Price of Vision*, Boston, 1973, p. 261)。また、英国が「差別主義」の持続か米国の援助による「多角主義」への参加かという選択に直面し (Henry J. Bittermann, "Negotiation of the Articles of Agreement of the International Bank for Reconstruction and Development", *The International Lawyer*, Vol. 5, No. 1, 1971, p. 85), そしてケインズが英米借款交渉において、「国際協力」と援助と結び付け、援助なしの「双務主義」か援助による「多角主義」の途かという二者択一を米国に迫ったのもこの流れの中で把握することができよう (NYT, September 13, 1945, p. 12; JMK, XXIV, pp. 460-464)。なお、ケインズが「基金」と「銀行」の結合によっても、米国の戦後問題は解決されないだろうと確信していたことについては、A. V. Dormael, *op. cit.*, p. 267 をみよ。

31) *The Economist*, Vol. cxlvi, February 5, 1944, pp. 169-170.

32) E. F. Schumacher, "Export Policy and Full Employment", *Fabian Research*, No. 77, October 1944, pp. 3-33; Seymour E. Harris, "Contributions of Bretton Woods and Some Unsolved Problems", *RES*, Vol. XXVI, No. 4, November 1944, pp. 175-177; E. F. Schumacher and T. Balogh, "An International Monetary Fund", *Oxford Institute of Statistics Bulletin* (以下、OISB と略記する), Vol. 6, No. 6, April 29, 1944, pp. 81-91.

33) Gottfried Haberler, "Some Factors Affecting the Future of International Trade and International Economic Policy", in Harris (ed.), *Economic Reconstruction*, New York, 1946, p. 328; Lord Beveridge, *Full Employment in a Free Society*, London, 1944, Repr. 1967, pp. 238-241. 井手生訳『自由社会における完全雇用(下)』日本大学経済科学研究所, 1953年, 77-82頁。なお、ビヴァリッジ構想に関する「多角主義」と完全雇用の関連いかんという問題については、T. Balogh, "The International Aspect of Full Employment", in The Oxford University Institute of Statistics, *The Economics of Full Employment*, London, 1944, Repr. 1967, pp. 126-180; M. Kalecki, "Multilateralism and Full Employment", *The Canadian Journal of Economics and Political Science*, Vol. XI, 1946, pp. 322-327 を参照されたい。

34) *The Economist*, January 13, 1945, p. 36; G. N. Halm, *International Monetary Cooperation*, New York, 1945, pp. 176-180. なお、イギリスが「双務主義」または「双務主義」の一変種である「多角的双務主義」を「多角的多角主義」が失敗に終わった場合における最後の手段として考えていたことは、米国政府関係者の知るところであった。FR, 1945, VI, pp. 15-16 を参照されたい。

という過渡期の「しこり」を解きほぐし、「多角主義」にたぐり寄せるには余りにも縮小主義的であったのである。「ケインズ・ホワイト・メカニズム」は過渡期のギャップを埋めることができないということを背景として、このギャップを埋め、「双務主義」の拡大を防ぐために過渡期の「国際協力」が要請された所以である。

以上、ブレトン・ウッズの将来は過渡期に決まることになったのである³⁵⁾。そこで、ブレトン・ウッズが過渡期に十全かつ有効に機能しえないとすれば、次のステップがブレトン・ウッズの対象とした問題を個別的かつ双務的に扱うための条件や手立てを検討することになるのは、事態の当然の成行であった³⁶⁾。いわゆる「ブレトン・ウッズ協定の修正問題」がこれである。ウィリアムズがブレトン・ウッズ案と比べて範囲は限定されるが、意図された協力の度合いにおいてははるかに野心的であるという、いわゆる「キー・カレンシー・アプローチ」³⁷⁾にもとづいてブレトン・ウッズ協定の修正を提案したのは、この歴史的文脈のなかで正しく理解されよう。彼が過渡期にブレトン・ウッズが英国問題に対処しえるように、「銀行」の機能拡充を図ると同時に、「基金」の採択を延期し、IMFの平和時の採用を図るという、いわゆるブレトン・ウッズ協定の修正を提案することによってブレトン・ウッズを破産から防ごうとしたのは、ブレトン・ウッズが過渡期から突き付けられた難問に対する歴史上からする回答に他ならなかった、といえよう。彼こそブレトン・ウッズの精神を活かし、戦後過渡期の「国際協力」の実を示し

たその人であった、といわれる所以である³⁸⁾。

こうして、米国においてもほぼ時を同じくして「第三のコース」が探究されたのは、決して偶然ではなかったのであった。戦後に「多角主義」と「国際協力」を調和させる上でのディレンマを認めて、「多角主義アプローチ」と「双務主義アプローチ」を「一つのパッケージ」として混在した「双務的多角主義」³⁹⁾とでもいえるような「特別のアプローチ」の仕方がブレトン・ウッズ協定のなかに調合されたのは、論理的かつ歴史的必然であったといえよう。この点で注意すべきは、ブレトン・ウッズ協定の修正において、「多角主義アプローチ」と「双務主義アプローチ」の二つが追求されるという形式をとらざるをえなかったのは、「多角主義」の枠組を維持するには「国際協力」によりすべての国を対象とし包摂しなければならないのに、一方「多角主義」を実現するには限られた程度の「国際協力」、とりわけ「英米の特別の関係」というように「双務主義」にもとづく「国際協調」の実を示さなければならない、という米国の「中心国」としての二律背反的な地位に規定されていたということである。

では、ブレトン・ウッズの「国際協力」のディレンマに直面した米政権は、「国際通貨」外交の混乱を避け、議会の支持を得るために、ブレトン・ウッズ協定批准問題では消極的にどのような「自己規制」と「犠牲」を払うと同時に、積極的に「国益」を追求したのであろうか。大戦直後に政府は、何よりもまず、「ニュー・ディールの指導者」としての影を薄めることに腐心していた。とくに「ケインズ」と「ウォーレス」の名前を隠して、ブレトン・ウッズ計画の前進を図らざるをえなかったのは、「戦争の勝利者」として政権は戦後再編計画の実践に当る

35) Nathan I. White, *Harry Dexter White*, Boston, 1956, pp. 260-266; *CFC*, 162, July 5, 1945, p. 95.

36) *The Economist*, July 28, 1945, p. 111; R. F. Mikesell, "The Key Currency Proposal", *Quarterly Journal of Economics*, Vol. lix, 1945, pp. 563-576.

37) John H. Williams, *Post-War Monetary Plans*, Oxford, 1949, pp. 153-154. 「キー・カレンシー・アプローチ」の当時の評価は、G. N. Halm, *op. cit.*, pp. 164-169 をみよ。

38) *CFC*, 161, January, 18, 1944, p. 286; G. N. Halm, *op. cit.*, pp. 164-169; J. H. Williams *op. cit.*, pp. 103-122, 123-137.

39) *JMK*, XXVI, p. 326. 邦訳『ケインズ全集』第26巻, 410頁。*JMK*, XXIV, pp. 256-295.

ことになるが、そのさいニュー・ディール改革路線の踏襲に固執するあまり、ブレトン・ウッズ計画全体が損われることのないように配慮せざるをえなかった、という事情に由来していたのである⁴⁰⁾。それゆえに、政府としてはブレトン・ウッズ協定の修正には大筋合意するとしても、その基本方向はウォーレスの「政府統制」の強化やケインズの「財政赤字」の線ではなく、「戦時統制」の緩和や「均衡財政」の線で、したがってハルの「自由貿易主義」に立脚して進むことが大前提であった。そして、これは後述するように、世銀機能の増強とIMF機能の制限を主内容とする、いわゆるブレトン・ウッズ協定の修正に導いたのである。以上、要するに、「戦後再編構想原理」のいわゆる「統制経済」対「自由競争」という理念上の対立が微妙な均衡を保とうとしてブレトン・ウッズ協定の革新的原理を「平均的中間値」に後退させざるをえなかった所以である⁴¹⁾。

2) ブレトン・ウッズの代替案の意義と限界
ブレトン・ウッズ実施計画の基本方向は、既に述べたように、ブレトン・ウッズ協定からウォーレスの「世界統制主義」とケインズの「経済の拡張主義」の帆が共に等しく量み込まれなければ前進しえない、という点で共通の認識に達していた。しかし、両思想をどの程度縮めろかをめぐっては、容易に決着がつく程簡単な問題ではなかった。それでも、政権、議会、実業界がブレトン・ウッズ協定批准の論戦を経て、次のような「三位一体」的認識に達したのは、為替管理と双務支払・貿易協定の拡大という、シャハト時代の「妖怪」が過渡期に現実的展開をみせたという脅威により「国際協力」による「多角主義」の実現という希望が逆説的に高ま

ったからに他ならなかった。すなわち、世界を「全体主義」、ひいては「社会主義」に導くウォーレスの「政府統制」思想は「双務主義」と一脈通じるものがあり絶対受け入れることはできないとしても、ケインズ流の「経済の拡張主義」は戦後に予測される不況を回避するためにはある程度容認せざるをえないであろうという原則の確立である。

ところで、後で詳しく展開するように、ブレトン・ウッズ協定批准の道は「銀行」の機能の拡張と「基金」の「干渉主義」的活動の縮小を主たる内容とするブレトン・ウッズ協定の修正により固められることになったのであるが、そこで注意すべきは、ケインズの「拡張主義」をケインズの名前でなく、「国際協力」の名の下にこっそり密輸入すると同時に、ウォーレスの「全体主義」を公然とかつ完全に抹殺することによって承認を取り付けることができたという点である。そして、この点は、ブレトン・ウッズ協定批准論争において、「銀行」には反対が少ししかなかったのに、「基金」には金融界や実業界の一部から大きな反対があった、という事実によって伺い知る事ができよう⁴²⁾。

このように、ブレトン・ウッズの論争が最終的にウォーレスの「政府統制」思想絶対反対、ケインズの「拡張主義」思想条件付賛成に傾いていったブレトン・ウッズ体制確立の源流は、まさにこの点にあったといえよう⁴³⁾。

42) H. J. Bittermann, *op. cit.*, pp. 83-84. E. E. ブラウンによれば、IMFの批判点は、(1)「基金」プランは時期尚早である、(2)「基金」は余りにも大きく均衡予算を遅らせる、(3)「基金」は借手により支配される、(4)「基金」は安定基金ではない、(5)「基金」は為替コントロールを除去しない、と整理される(CFC, 160, November 9, 1944, p. 2046; *The Journal of Business*, Vol. XVI, No. 4, October 1944, pp. 199-208)。

43) なお、この点でブレトン・ウッズ協定の批准と英米金融協定との関連について予め一言しておくと、ブレトン・ウッズ協定批准論争で米政権は、IBRDの拡張主義をケインズの名前を隠して、しかもブレトン・ウッズの外から何らの援助も必要としないという言葉を与えて議会を通したために、対英金融援助問題の議論の際には、今度は逆に、ケ

40) David Rees, *Harry Dexter White: A Study in Paradox*, New York, 1973, p. 136; J. M. Blum, *From the Morgenthau Diaries*, p. 33.

41) *Nation*, July 15, 1944, p. 60; Alfred E. Eckes, Jr., *A Search for Solvency*, Austin, 1975, p. 89.

では、かかるブレトン・ウッズの底流を貫くトレンドは、ブレトン・ウッズ代替案のなかにもどのような形で取り入れられ、かつまた、誰によって提唱されたのであろうか。以下では、ブレトン・ウッズ代替案をオールドリッチとタフトに代表させて具体的に検討し、それらの登場した意義と限界を探ることにしよう⁴⁴⁾。

インズの拡張主義をあからさまに求める政府の態度は議会に対する詐欺行為に他ならないとして激しい攻撃を受けるはめになったのである。ケインズの拡張主義の化身に他ならない対英金融援助に正当性を与えるという、英米金融協定成立の問題がブレトン・ウッズ協定成立の論理の延長線上で把え難いことは、一見して明らかであろう。けだし、ブレトン・ウッズ協定成立の論理からはブレトン・ウッズの外からの拡張主義に正当性を与えることは何ら期待しえなかったからである。しかしながら、ブレトン・ウッズ協定批准論争は対英ローンの必要性を訴え、これを正当化する手だてとしての過渡期の「国際協力」をその果実として産んだ。すなわち、ブレトン・ウッズを過渡期の「双務主義」から保護するためにはブレトン・ウッズ、とりわけIMFの「多角主義」をいわば逆説的に強調するという「防衛の論理」と手続きを教訓として残したからである。ブレトン・ウッズの外からの、したがってまた、ブレトン・ウッズの「国際協力」の論理とは異なる別の「現実の論理」が新たに必要とされた所以である。またこれを、「ブレトン・ウッズ・アプローチ」と「キー・カレンシー・アプローチ」の関連いかんという点から問題にすれば、ブレトン・ウッズの枠外から「キー・カレンシー・アプローチ」を独自に追求することを正当化するためには、「ブレトン・ウッズ・アプローチ」と並んで「キー・カレンシー・アプローチ」の追求をイデオロギー的に総括する論理がブレトン・ウッズの外から導入されることが不可避となったのである。この点については、別稿において詳しく論ずる予定である。

- 44) CR, 1945, A 848-849; *House Hearings*, pp. 312-313. なお、ブレトン・ウッズ会議に先立って、米国金融界の大物、ニューヨーク・ファースト・ナショナル銀行頭取、フレイザーが「ユニバーサル・アプローチ」の代替案として「キー・カレンシー・アプローチ」にもとづく、(1)50億ドルの対英クレジット供与、(2)第一次世界大戦による債務の清算、(3)レント・リースにもとづく返済の5年間の猶予、(4)通貨安定政策の締結、(5)国際決済銀行の再組織、からなる英米通貨安定協定を提唱したことは、周知の通りである。詳しくは、*Proceedings of the Academy of Political Science*, Vol. XX, No. 4, January 1944, pp. 371-374をみよ。

① オールドリッチ案

チェース・ナショナル銀行会長、W. オールドリッチ (Winthrop W. Aldrich) は米金融界の首脳の一人であった。彼にとってのブレトン・ウッズの最大の問題は、ブレトン・ウッズ協定がそのままの形で採択されると、戦争直後に貿易・為替取引上の「差別主義」が温存されて、真の「国際協力」を行う基盤を築くことができないばかりではなく、それを著しく傷つけるという点にあった。なぜなら、ブレトン・ウッズは通貨安定と経済開発の間を漂っていて、各機能が目的と矛盾している、すなわち、一方IMFは「通貨安定基金」をはるかに超えているのに、他方IBRDは安定・開発機能が縮小的であるという点で、むしろ「不安定のためのメカニズム」に他ならないというのが、その理由であった。具体的にいえば、IMFは、(1)自動的かつ長期的な固定信用形態をとる、(2)「基礎的不均衡」を是正する場合に為替相場の変更が認められている、(3)過渡期に、為替の制限措置が認められている、(4)特定国通貨が「稀少」と宣言された場合には、經常勘定に制限を課すことができるという点で、赤字国の支払を是正するのに必要なコストがかかり、犠牲の伴う調整を避けるための策略に他ならないのに、他方、世銀は、(1)ローンの「健全さ」に比して融資能力が著しく制限されている、(2)国別の開発計画の代わりに個々のプロジェクトの融資が主力とみなされているなどという点で、経済開発の「万能薬」を与えるものとはいえないと懸念されたのである⁴⁵⁾。

オールドリッチがブレトン・ウッズの「ユニバーサルリズム」に対して、過渡期の「国際協力」の基盤を築くように通貨安定問題に対する「特別のアプローチ」を提唱したのは、このような懸念を背景としていたのであった。彼の構想は戦後過渡期の基本的経済問題を解決するために

- 45) W. W. Aldrich, *op. cit.*, pp. 5-26; *CFC*, 160, September 21, 1944, pp. 1241, 1262, and 160, November 16, 1944, pp. 2129, 2137,

は、通貨安定問題に先駆けて差別的貿易障壁軽減問題が話し合わねければならないとする通商面での「多角主義」実現優先策であり、その点でウィリアムズのいわゆる「キー・カレンシー・アプローチ」の具体物でもあった。とりわけ、英国の戦後過渡期問題に対処するためのグラント援助の供与と英国戦債問題の解決が英米間の貿易障壁の低減とドル・ポンド為替レートの安定と結びつけられて提唱された点に、その独自の意義が認められるであろう⁴⁶⁾。この点で注意すべきは、オールドリッチの代替案が、上でみたように、ブレトン・ウッズが過渡期から突き付けられた問いに対する回答であったことは明らかであるが、それ以上に、イギリスのブレトン・ウッズに対する公式見解に対する対抗手段という面を有していたということである。英国では通貨面の「多角主義」と通商面の「多角主義」とは論理的に全く異なるものであり、実際上も、前者は後者を伴うことなしにポンド・スターリングという多角的決済制度を形成・発展させてきたというケインズの考え⁴⁷⁾を容認して、ブレトン・ウッズでは通貨面の「多角主義」には拘束されるが、通商面では自由に「双務主義」に訴え、「差別主義」を採りうるとするのが政府首脳の支配的見解であった⁴⁸⁾。こ

のように、ブレトン・ウッズ案のなかに「わが国が諸外国ないしは地域と互惠通商協定を結ぶのを妨げる規定はない」⁴⁹⁾とする英国側の公式見解に対して危惧の念を抱いた米国側が、IMFに最も過激な攻撃を加えたのはもっともなことであった⁵⁰⁾。米国の政府関係者や金融界のなかでは、双務協定は通貨安定プログラムを完全に無効にするが、これを防ぐには「貿易政策と通貨政策は論理的に一緒に考えなければならない」⁵¹⁾とする見方が「ブレトン・ウッズの難題」に対する回答として支配的になってきたのは、まさにこのためであった。ケインズが、「多角主義」の信奉者に転換してからも英米交渉においては、一貫して通貨政策と通商政策を分離し、通商政策を出来るだけ遅延させようとしたのは、この点で、イギリスにとって容易なものにすべき原理を闘い取ろうとする交渉者であり続けたことの証左である⁵²⁾。

では次に、オールドリッチ案がブレトン・ウッズの代替案として提唱されながらも、ブレトン・ウッズ案に取って代わるができなかったという限界を探ることにしよう。

との特別の協定を締結する資格を与られている。(2)過渡期終了後、英国は各国通貨の自由交換性の下での貿易を期待しうる。(3)IMFは世界の通貨準備ストックの事実上の追加をなす。(4)新計画の主要な改善の一つは世界経済関係の均衡を維持する責任の一半が債権国の側におかれている。(5)IMFは英連邦とアメリカの投票権がほぼ同等になると予期されている。以上、IMFはロンドン中心の伝統的通貨システムを維持するのに不可欠な手段に他ならないとして、高らかに謳われたのであった(JMK, XXVI, pp. 10-21. 邦訳『ケインズ全集』第26巻, 13-27頁)。また、10月にモーゲンソー長官に対する覚え書きにおいて、「スターリング・ブロック・プールは日本との戦争終了後少なくとも3年間は維持されるべきである」(CFC, 162, August 2, 1945, pp. 538-539)として、ブレトン・ウッズとスターリング・プールは対立しないと述べたのである。

49) U. K. Parliament, *House of Commons*, Vol. 399, 1944, p. 2045.

50) CR, 1945, A 990.

51) CFC, 161, May 10, 1945, p. 2091; JMK, XXIV, p. 422; *Banking*, May, 1945, p. 34.

52) FR, 1944, II, p. 41, and VI, pp. 98, 104.

46) *Ibid.*,

47) JMK, XXVI, pp. 25-26. 邦訳『ケインズ全集』第26巻, 32-34頁。

48) R. N. Gardner, *op. cit.*, p. 128. 邦訳(上), 270頁。IMF批判は、ケインズの1944年5月23日の上院での演説(JMK, XXVI, pp. 10-21. 邦訳『ケインズ全集』第26巻, 13-27頁。CR, A 1644, 1645; U. K. Parliament, *House of Lords*, Vol. 131, 1944, pp. 838-849)によってさらに強まることになった。これは、ブレトン・ウッズ会議に関する英米交渉の英国側の代表者の一人であるライオネル・ロビンズによれば、ハロッドのいうように、「拡張主義者」でもあったことは疑いない真実である、と述懐していることから知ることができる(Lord Robbins, *Autobiography of An Economist*, London, 1971, p. 194)。ケインズによれば、英国はIMFから次の利益を期待できた。すなわち、(1)過渡期に戦時統制のいくつかを保持し、かつスターリング地域

第一の、そして最大の欠点は、オールドリッチ構想が双務協定を防ぐために「相互主義」の概念にもとづいた英米間のバイラテラルな協定を提唱していたことにあった。政権が「キー・カレンシー・アプローチ」に反対したのもこの点にかかわっていた。「双務主義」は総じて、(1)世界貿易の量を減らし、(2)ある国の他国による搾取のための特別の機会を与え、(3)高度な貿易の国家統制を含むなどのために世界市場を分割する傾向を有するが、これらは、戦後の世界市場の構造はたとえ「ユニバーサリズム」にもとづかないとしても、「多角主義」の概念にもとづいて「統一」されねばならない、とする政権の大原則に抵触するからに他ならなかった⁵³⁾。「ジャングルの法則」の支配する世界への再復帰は、いかなる意味でも「国際協力」の存在は期待しえないからでもあった。

第二の限界は、オールドリッチ構想が「管理通貨制度」ではなく、「金本位制度」への復帰という考えにもとづいていたことである。彼はIMFの「経済の拡張主義」によるインフレ圧力を恐れて、「金に固定された自動的な自己規制システム」への復帰論を提唱したといわれているが、しかし、これは事実上、ニューヨーク「ウォール・ストリート」のワシントン「メイン・ストリート」に対する闘いを反映していたといえる。ニューヨーク銀行界にとって「金本位制」は、特別の死活的利害関係を伴うメカニズムに他ならなかった。それは、オールドリッチがニューヨーク銀行界の代表として、ブレトン・ウッズ、とくにIMFによる通貨政策の「政府統制」を保護する唯一の回答を「金本位制」に見出したことと関連している。それはまた、両大戦間期の各国通貨政策史が示しているように、「金本位制」から離れば離れる程ますます

「政府統制」にもとづく「管理通貨制」に依存せざるをえなくなり、ついには「民間銀行が過去に国際金融に行使した支配」が制限され奪われてきた、というオールドリッチの事実認識にもとづいていた⁵⁴⁾。ウォール・ストリートがワシントンをウォール・ストリート行き「中間駅」にし、ワシントン経由の「終着駅」になるべくブレトン・ウッズに激しい攻撃を加えたのは、それが各国政府にクレジットの支配権を与えるためコストが無限にかかり、しかも自らの国際金融業務を管理する「ニュー・ディールの国際化」の危険な策略に他ならなかったからである⁵⁵⁾。しかしながら、オールドリッチの金本位制復帰論がイギリス側で受け入れられる余地は、全くなかった。英国では、ブレトン・ウッズでさえ「金本位制」に復帰する計画として激しく批判されたからである。すなわち、ブレトン・ウッズは、(1)19世紀の伝統的なレッセ・フェールを認めている、(2)双務協定締結を防止している、(3)イギリス経済の構成要素である「スターリング地域」に終止符を打つ、(4)国際収支均衡の責任を債務国の側においている、(5)アメリカに絶対的な経済覇権を譲渡し、ドルを「最上の国際通貨」にする枠組を建設する計画に他ならないからであった⁵⁶⁾。

要するに、ブレトン・ウッズによってポンドの対外価値がイギリスのコントロールを越えて固定されることは、ウォール・ストリートの「国際金融センター」としての実質上の支配を意味すること、したがってまた、ドルがポンドに代わって主要な「国際通貨」になるという点で、IMFは「多少ともより弾力的な金本位制とほとんど異ならないもの」⁵⁷⁾であったのである。

53) CFC, 160, October 12, 1944, pp. 1580, 1602; Gardner Patterson and Judd Polk, "The Emerging Pattern of Bilateralisms", *Quarterly Journal of Economics*, November 1947, pp. 133-135; NYT, July 23, 1944, p. 24; CR, 1945, A 1345.

54) CFC, 160, October 12, 1944, pp. 1580, 1602. なお、ブレトン・ウッズと金本位制についての議論は、CR, 1945, A 520-523をみよ。

55) CR, 1945, A 522, A 1145.

56) *The Economist*, February 10, 1945, p. 187; CFC, 160, September 28, 1944, p. 1380, and 160, July 19, 1944, pp. 289, 313.

57) *Nation*, August 5, 1944, p. 148.

しかし、このようなIMFによる「金・ドル為替本位制」の自動調整作用は、イギリスが期待をかけたブレトン・ウッズの「拡張主義」からの背離以外の何物でもなかった⁵⁸⁾。このように、「金本位制」への復帰が非現実的な計画として認められなかったのは、それが通貨面での富と資源の再分配だけを余りにも強調していたからであった、といえるであろう⁵⁹⁾。

第三は、上とも関連するが、ドル・ポンドの安定化の内容が「ドルの専制支配」の確立を意味する、という点である。「国際通貨」制度のコントロールを英米に委ねるという、いわゆる英米「共同主権」論は、大戦後のイギリスの対外ポンド残高を考慮に入れれば、事実上、米国の覇権の確立を意味するものに他ならなかったのである。しかし、それが「ドルの国際化」を媒介として進行するしかない以上、ドル・ポンド間の「通貨戦争」という新しい波を引き起こすことは不可避であった。「基軸通貨」安定論は、「基軸通貨」国の通貨覇権をめぐる争いが「通貨ブロック」の形成に導き、最終的に「経済戦争」の種子をまくために、むしろ世界経済の不安定要因を高めることになるという点で、米国の主潮流にはなりえなかったのである⁶⁰⁾。

以上、オールドリッチ案は、「経済戦争」を防ぐために戦争の原因を取り除く経済措置としてのブレトン・ウッズの「ユニバーサリズム」に反対し、英米の「ユニラテラリズム」を提唱したのであった。しかし、それは一種のパラドックスに他ならないであろう。というのは、英米のユニラテラルな協定は、それが戦後世界の「国際協力」への参加から他のすべての大・小国を排除することによって、戦争を引き起こしたアナーキの状況へ復帰させることになるという点で、ブレトン・ウッズに取って代わることができなかったからである。ブレトン・ウッズの「国際協力」はビッグ・ツーではなく、まさに

44ヶ国間の経済問題に関する最初の協定であるという認識こそがまさにオールドリッチ構想の歴史的限界を示しているといえよう。

② タフト案

では次に、米議会内でも、ブレトン・ウッズに代わるべき他の提案があったことを、共和党孤立主義者、タフト (Robert A. Taft) に代表させて検討することにしよう。ブレトン・ウッズ協定批准の方向に少なからぬ影響を与えた人物の一人であるタフトは、「ニュー・ディール」に反対する「メイン・ストリート」の代表者でもあった。彼のブレトン・ウッズに対する考え方は、戦後合衆国の財政スペンディング政策に対する、次のような基本的立場に依拠していた。すなわち、(1)合衆国は民間企業制度の「自由競争」原理をできるだけ早い戦時統制の解除によって回復することができる、(2)そのためには完全雇用は政府のスペンディングではなく、民間企業制度を通じて確保されるべきである、(3)社会保障も政府救済ではなく、民間企業の過剰生産能力の処理によって達成されるべきである、とする「反統制主義」であった⁶¹⁾。要するに、財政スペンディング政策は、アメリカの財政破綻の可能性を強め、政府の活動とコントロールの不可避的な拡大をもたらすばかりでなく、アンクル・サムが危機にさいしてシャイロックの役を演じるという学習効果をもたせるという点で、戦後合衆国の「自由企業制度」、「財政均衡」原則と抵触するという反ニュー・ディール保守派の信念そのものであった。このような立場から、タフトはブレトン・ウッズを「グローバルな規模で繁栄を促すための恒久的なスペンディングの実験」⁶²⁾とみて、攻撃したのであった。タフトのブレトン・ウッズ反対の論拠は次の通りであった。ブレトン・ウッズ計画は、(1)アメリカのドルに対する議会のコントロール

61) CFC, 159, March 9, 1944, pp. 986, 1008-1009.

62) A. E. Eckes, Jr., *op. cit.*, p. 199. この点は、James T. Patterson, *Mr. Republican*, 1972, Boston, pp. 291-295を参照。

58) *The Economist*, February 10, 1945, p. 187.

59) CR, 1945, A 848.

60) CFC, 160, October 12, 1944, pp. 1580, 1602.

を奪う恐れがある、(2)合衆国の外国為替取引を完全な政府コントロールの下におく、(3)議会の承認なしにドルの金価格を変えるための権限を大統領に与える、「世界金融安定プラン」に他ならないという認識であった⁶³⁾。タフトが、合衆国の納税者の負担する60億ドルを何故「国際融資プログラム」に贈与するのか、それは国家を破産させ経済システムを破壊する「スペンディング理論」にもとづく「巨大なローン・プログラム」の一部であると攻撃したのは、アメリカの金を議会の承認なしに貸し与える「国際金融の万能薬」を議会が承認するはずがない、と考えていたことは明らかであったからである。

では、反ニュー・ディール派の急先鋒であったタフトは、いったいいかなる代替案を準備したのであろうか。彼の構図の基調は、米国が「アド・ホック」に援助を直接与えることによって、戦後の正常な国際通商関係を再開すべきであるという極めて単純明快なものであった。すなわち、為替相場の安定はすべての国ではなく「キー・カレンシー」間の安定化を通じて達成されなければならない、したがってまた、アメリカの援助は浪費がより少なく、コントロールがより容易な「双務主義」的方法によって与えるのがベターであるという認識がその根底にあったのであった⁶⁴⁾。このように、タフトのブレトン・ウッズに対する反応は、彼がニュー・ディールの頑強な反対者であり続けたために、「国際協力」という「新しい考え」を受け容れるにはあまりにも予算均衡主義者であり、かつナショナリストでもあったということ、如実に示しているのである⁶⁵⁾。

さて、以上みてきたようなオールドリッチと

タフトに代表されるブレトン・ウッズの代替案は、得るもの少なく失うものの多いブレトン・ウッズに参加するよりも、むしろアメリカが自ら通貨安定と復興のためのユニラテラルな一時的な援助を行う方が合衆国の「国益」と理想主義とのバランスを保つことができるというウィリアムズの示唆した点で、容易に結びつく事ができた。彼らの示唆は、少なくとも各国間の為替を安定化する前提条件として、米国の直接的金融援助によるユニラテラルな協定にもとづいて「国家統制」や「差別主義」を漸次かつ相互に軽減する「現実の途」を示したという点で、共通項が認められる。換言すれば、彼らの狙いがブレトン・ウッズの「理想主義的な国際利他主義」を米国の双務的援助に依ってアメリカ本位の「賢明な利己主義」に代位しようとした点にあったことは、疑いえないところであったといえよう。

しかし、彼らの代案が「双務主義」にもとづく以上、ブレトン・ウッズの「国際協力」からの逸脱を意味するとして、米政権の支持を得る見込みがなかったこともまた、いうまでもないところである。というのは、米政権の基本的命題は、「コントロールの軽減問題は本質上多角的である」⁶⁶⁾、また、戦後の世界経済の構造は、たとえユニバーサリズムに立脚しないとしても、「多角主義」の概念にもとづいて建設されねばならない、という一般的教義に依っていたからであった。それゆえ彼らのアプローチは、むしろ少なくともその一部がブレトン・ウッズ協定の修正という形でブレトン・ウッズのなかに取り入れられることになり、さらには、1946年2月「国際通貨金融問題に関する全国諮問委員会」(NAC)が策定した「合衆国の対外借款政策」にみられるように、実際上は、IMF、IBRDの活動が開始されるまでのギャップを埋め、かつその後も英米金融協定、マーシャル・プラン

63) CFC, 160, July 13, 1944, p. 174, and 161, March 22, 1945, pp. 1263, 1284; NYT, July 12, 1944, p. 1, 32.

64) この点で、タフト構想はチャールズ・S・デューイ(Charles S. Dewey) 共和党議員(イリノイ州)のアプローチ、EIBの拡大策を受け入れていたともいえる(CR, 160, 1944, August 14, pp. 6926-6927)。

65) James T. Patterson, *op. cit.*, p. 295.

66) *Annual Report of The Secretary of The Treasury on The State of The Finance* (以下、ARSTと略記する), 1945, pp. 9-10.

としてブレトン・ウッズを補完するために使用されることになったという点で、活かされてきたといえるのである⁶⁷⁾。

II ブレトン・ウッズ協定批准をめぐる

二つの途

——ホワイト・ウィリアムズ論争の本質——

ブレトン・ウッズ協定案の公表は、大西洋を挟んだ英米両国でより活発な賛否両論を展開させることになった。なかでも、「政府統制」の強化とケインズの「拡張主義」の国際化をとくに敵視する米国内の批判勢力に対して、ブレトン・ウッズ擁護派は、(1)米国はシャイロックの役を演じる「だまされやすい国」ではない、(2)ブレトン・ウッズは民間の金融業務をコントロールし、これを一掃しない、(3)ブレトン・ウッズへの60億ドルの拠出は単なる「支出」ではなく、国際貿易の拡大によるアメリカの仕事とビジネスの創出を意味する「投資」である、(4)ブレトン・ウッズの代替案は米国の金融援助によるユニラテラルな協定を柱としているが、これは戦争を引き起こした「双務主義」への復帰を伴うことなどを力説し、疑念を取り除こうと努めた⁶⁸⁾。ブレトン・ウッズ協定擁護派は、何よりもまず、「ブレトン・ウッズ・アプローチ」を「キー・カレンシー・アプローチ」により否定しようとした反対派の代替案に対して、逆説的に「キー・カレンシー・アプローチ」の限界を鋭く突くと同時に、ブレトン・ウッズの「多角主義」の利

益をあますところなく強調することによって、問題の解決を図ったのであった⁶⁹⁾。

こうして、ブレトン・ウッズ協定をめぐる対立は自ずから、「多角主義」か「双務主義」かという「選択肢」をブレトン・ウッズの本質的問題に押し出し、「ブレトン・ウッズ・アプローチ」か「キー・カレンシー・アプローチ」かの二者択一を迫るという、いわゆる「戦後再編構想原理の適用方式」をめぐる方法論争に転化したのである。ウィリアムズもいうように、「ブレトン・ウッズ・アプローチ」と「キー・カレンシー・アプローチ」は完全な代替案とみなされたのであった。両アプローチの「不協和音」は調和しがたい程、大きいものと思われた⁷⁰⁾。

では、ブレトン・ウッズ協定は戦後過渡期から突き付けられた「難問」にいかなる回答を用意したのであろうか。「戦後再編原理」を戦後世界の現実にいかに無理なく適用するかという方法論争は、ブレトン・ウッズ協定にいかなる果実を「修正条項」としてもたらしたのであろうか。

この論争において、J. H. ウィリアムズが、ブレトン・ウッズは理想主義と現実主義のバランスを喪失しているとして、ホワイトを正面切って批判し、問題解決の枠組を提示したという点において、ブレトン・ウッズ協定の批准の進展に決定的な役割を演じることになったのは、当然の帰結であった。というのは、「双務主義」にもとづく対英ローンをブレトン・ウッズに対する「実行可能な代替物」とみなしたウィリアムズは、ブレトン・ウッズ協定修正の基本方向を提示し、金融界や実業界および議会に多大な

67) CR, 1945, A 1345. なお、合衆国の対外借款政策については、U. S. National Advisory Council on International Monetary and Financial Policy, *The Foreign Loan Policy of the United State*, CR, 79th Cong, 2nd, session, House of Rep. Docu. No. 489 (February 21, 1946), pp. 1-7; DSB, XIV, March 10, 1946, pp. 380-384を参照。

68) CFC, 159, May 18, 1944, pp. 2029, 2040, 160, August 24, 1944, pp. 779, 802-803, 160, August 31, 1944, p. 888, and October 12, 1944, pp. 1580, 1602; CR, 1945, A 1167-1168.

69) ホワイトによる「キー・カレンシー・アプローチ」批判の核心は、「ユニラテラル・アプローチ」または「バイラテラル・アプローチ」は米国に高度な利益をもたらさない。それゆえ、アプローチは「多角主義」でなければならないという点にあった (*Proceedings*, p. 98)。

70) R. F. Mikesell, *op. cit.*, pp. 563-576; Calvin B. Hoover, *International Trade and Domestic Employment*, New York, 1945, p. 40; Loard Robins, *op. cit.*, p. 197; D. Rees, *op. cit.*, p. 343; FT, January 10, 1945, p. 2.

影響を及ぼしたからであった。

1) ウィリアムズのブレトン・ウッズ協 定修正の意義

既に前稿において、ウィリアムズ構想の意義と限界については述べたので⁷¹⁾、ここでは、ブレトン・ウッズ協定の修正・批准に占める役割いかんという観点から検討することにした。何よりもまず、ウィリアムズにとって戦後再建計画の最大問題は、「イギリスの特別問題」を早急に解決するための「処方箋」をブレトン・ウッズの枠内でいかに提示するかにあった。いかなる方法と規模で、どの程度のもをを目指すべきであるかという「治療法」を示すこと、すなわち、これが、戦後過渡期から突き付けられたウィリアムズの「難問」に他ならなかったのであった⁷²⁾。

「英国の特別問題」に優先権がつけられたのは、いうまでもなく、英国はその世界市場に占める比重の大きさのゆえに、世界が「多角主義」に向かって進むか、または「双務主義」に後退するか否か、という状況に決定的な影響力をもっていたからに他ならなかった。また、ウィリアムズがブレトン・ウッズの枠内で「現実的かつ役に立つアプローチ」を「ブレトン・ウッズ・アプローチ」と並んで提示する必要に迫られたのは、ブレトン・ウッズ・プランが「英国の特別問題」を解決するには全く不適格であるという戦後過渡期の特別な性格にその一因があった。というのは、ブレトン・ウッズ協定はまさに過渡期終了後の平時のために企てられていたからであった。すなわち、ブレトン・ウッズの通貨プランは、ブレトン・ウッズ協定の精神に反して、規模、時期、メカニズム、行動原則のどの点をとっても重大な欠点があったのである。IMFの外から、しかしブレトン・ウッズと並んで、かつブレトン・ウッズの枠内で、米国の貿易面の「多角主義」のための必要な前提

条件を創出し、維持するならば、英国は過渡期に戦時統制を撤廃し、「多角主義」にもとづく為替システムに参加することになるだろう、というのがウィリアムズにとっての問題の条件であった。では、彼はこの問題にどのような回答を用意したのであるか。

ウィリアムズにとっての問題の基本線は、ブレトン・ウッズ・プランの枠内で「英国の特別問題」を解決する道をいかにできるだけ早く探し出すかにあった。そして、ブレトン・ウッズ協定の枠組のなかでその解決策を見付け出そうという意図は、IBRDの利点とIMFの欠点とを結びつけて、「銀行」の機能拡大を探索するという手続きに導いたのである。IMF協定の採択を延期して世界銀行の機能強化を図るといふいわゆるブレトン・ウッズ協定の修正が、これである⁷³⁾。したがって次の課題は、IMFをいつ採用すべきか、またより根本的にはIMFを採用すべきか否かという問題が、世界銀行と並んでIMFの外で「英国の問題」を解決するために米国のなすべきことは何かという点から提出されることになった。これは、通貨安定問題は「キー・カレンシー・アプローチ」にもとづいて解決策が見付け出されなければならない、とするウィリアムズの見解が米銀行界と実業界に受け容れられてきたことの証左といえよう⁷⁴⁾。

ところで、IMFの採用問題で忘れてはならないことは、ブレトン・ウッズ会議以降、英国はイギリス・ベルギー通貨協定(1944年10月)を「画期」として、一連の「双務主義」的通貨貿易協定を交渉してきていて、差別的通貨・貿易協定のシステムを成長・拡大させてきている、したがってまた、「西欧通貨ブロック」の形

73) *Ibid.*,

74) ガードナーは、英米借款交渉において、ブレトン・ウッズの支持者と反対者は終局的に同調することになった(R. N. Gardner, *op. cit.*, p. 197. 邦訳(下), 366頁)と述べているけれども、この点はブレトン・ウッズ協定批准論争においても見出されるというのがわれわれの立場である。

71) 拙稿、前掲論文、52-54頁。

72) J. H. Williams, *op. cit.*, pp. 103-122.

成を暗示しているという過渡期の現実であった⁷⁵⁾。そして、かかる過渡期の展開がIMF採用を促すというように、逆にIMFの存在理由を高めることになったのである⁷⁶⁾。IMFを採

75) プレトン・ウッズ協定批准時の英国の「中間の道」の最も重要なものは、T. パーローによれば、英仏金融協定(1945年3月27日)であった。「限られた多角主義」の確立の目的は二つの地域間の国際貿易の拡大を通じての国際分業の拡大にあったけれども、これがプレトン・ウッズ協定と対立することは明らかであった(T. Balogh, "New Monetary Agreements", *OISB*, Vol. 7, No. 8, June 9, 1945, pp. 138-145)。なお、英仏金融協定の全文については、*FT*, March 29, 1945, p. 3; *CFC*, 161, May 24, 1945, pp. 2281, 2304-2305をみられたい。英国での英仏協定の扱いは、*FT*, February 6, 1945, p. 1, March 21, 1945, p. 2; *The Economist*, March 31, 1945, p. 419をみられたい。また、過渡期の西欧における通貨協定網の拡大を暗示したイギリス・ベルギー通貨協定が「建設的かつ拡張主義的経済協調のための道」を開くという特別の意義をもっていたことについては、*FT*, March 9, 1945, p. 2; *The Economist*, January 13, 1945, p. 36を参照されたい。

「自由・無差別・多角主義」的世界を目指す米国にとって、「双務主義」が「呪」以外の何物でもなかったことは、「双務主義」の実際上の存在理由が「差別独占」にあったからであった。それゆえ、合衆国は「双務主義がそれ自身普及し、拡大する」(Horwards Ellis, "Bilateralisms and The Future of International Trade", *Essays in International Finance*, No. 5, May 1945, p. 108)ことを恐れたのである。なお「スターリング地域制度」を推進させる「第三のコース」(*JMK*, XXIV, p. 260)としての双務協定網の拡大については、R. F. Mikesell, *Foreign Exchange in the Post War World*, New York, 1954, pp. 35-36; Judd Polk and Gardner Patterson, *op. cit.*, pp. 118-142; Merlyn Nelson Trued and R. F. Mikesell, *Postwar Bilateral Payment Agreements*, Princeton Studies in International Finance, No. 4, 1955, pp. 1-3を参照。

76) J. H. Williams, *op. cit.*, p. 131. この点については、合衆国は最近イギリスの双務協定に悩まされてきている。そして、かかる状況のもとでは、英国との協定なしには、いかなる双務協定も不可避免的に拡大するだろう。しかし、英米の二国間協定は、それに内在している「双務主義」的傾向のゆえに、「多角主義」にとつての「邪悪なもの」に他ならない(*FR*, 1945, VI, p. 85)という文書

用してはならないと同時に、採用しなければならないという二律背反的対立をプレトン・ウッズは過渡期から突き付けられたのであった。ウィリアムズがこの潜在的対立をIMFの採用の延期とIBRDの強化・採用の線で調停しようとしたことは、以下で詳しく検討するが、しかし、この対立はプレトン・ウッズ協定批准論争において、次のような形をとって顕在化することになった。すなわち、IMFを延期してその間に「英国の問題」の解決策を見付け出すべきであるか、またはIMFの外で、しかしIMFと矛盾しない方法により直ちに「英国の問題」を解決する方策を見付け出すと希望して、現行通り「基金」を採用すべきであるか、もしくはIMFを廃止して「基金」の本質的機能を世銀に移し、単一の国際機関に融合すべきか否かという争点がプレトン・ウッズ協定修正の中心論点となったのである。この点の詳細な展開は、次章で考察することになるが、ここでは、プレトン・ウッズ協定修正案の基本線をはじめて提示したウィリアムズ構想の歴史的意義について明らかにすることにしよう。戦後プレトン・ウッズ体制を事実上構成し、したがってまた、「再編構想原理の適用方式」の「変更」の内容をなした「プレトン・ウッズ・アプローチ」と「キー・カレンシー・アプローチ」の「混合」問題に新たな光を与えることになると思われるからである。

では、プレトン・ウッズの枠内で「プレトン・ウッズ・アプローチ」と「キー・カレンシー・アプローチ」の同時・併列的追求により「国際協力」の「現実的かつ役に立つアプローチ」を提示したウィリアムズは、後でみるアメリカ銀行協会(ABA)や経済発展委員会(CED)のプレトン・ウッズ協定修正論の源流をなした過渡期の再編構想を、何故「第三のアプローチ」として自ら提唱したのであろうか。

プレトン・ウッズ協定は、IBRDをIMF

が米国の過渡期における戦後再編実践のディレンマを見事にいい表しているといえよう。

の「付属物」としていた。というのは、IMFのメンバーシップを「銀行」参加の前提条件にしていたからであった。しかし、ウィリアムズによれば、「銀行」を採用し、IMFの決議をさしあたり延期することによって、「銀行」と「基金」を別々にするのが賢明という。そして、この示唆はまた、IMFについての次のような疑念の結果から生じたともいう。ひとつは過渡期問題の特別の性格に関するものであり、もうひとつはIMF自身の通貨メカニズムに関する問題でもあった。第一の、IMFが戦後過渡期問題を扱う不適格さは、救済、復興、戦債の清算は「基金」の機能と規模を越えている点で明らかであった。第二の問題は、IMFはすべての国の通貨の多角的な交換可能性を仮定しているが、これはドルの「キー・カレンシー」としての役割を高め、「基金」のドル不足を創り出す危険性を伴うという事情であった。それゆえ、IMFの過渡期の採用は、時期尚早かつ賢明でないというのがウィリアムズの「基金」に対する結論に他ならなかった。これに反して、IBRDについては、「銀行」の機能は「基金」と異なり選択的なので過渡期にも非常に役に立つとその有用性が謳われ、「銀行」の機能拡大による強化案が唱えられることになったのである。このように、ウィリアムズにとっては、過渡期のためのブレトン・ウッズの「ベターな措置」は「銀行」の強化・採用と「基金」の延期から成る「修正」以外にはなかったということができよう⁷⁷⁾。

ところで、このようなウィリアムズの修正案は、また、次の事実によって「現実の論理」とみなされるようになったことが、とりわけ留意されねばならない点であろう。なぜならば、ブレトン・ウッズ会議以降、英国が一連の双務通貨・通商協定網を拡大し、固定化してきているという過渡期の国際経済関係の現実的展開により、IMFは廃止されてはならないと同時に、採用されねばならないというように、その存在

理由を逆説的に高められるという結果を招いたからである。その上、ブレトン・ウッズ協定批准論争において、ブレトン・ウッズ協定が採用されれば、さらに何らの特別の援助も必要ないというのが政府側の公式見解となったからでもある。このように、ブレトン・ウッズの外からの対英援助が見込まれない以上、この問題はブレトン・ウッズの内部で解決策を見出す以外にはなかったともいえよう。ウィリアムズが「銀行」の強化により「英国の問題」を解決する可能性しか見出しえなかったのは、決して理由のないことではなかったのである。

以上、要するに、ウィリアムズのベストの回答は、いうまでもなく、IMFの「双務主義」を防ぐという目的を認め、これが有効に機能する状況が生まれるまでその採用を延期し、その間はアメリカが「基金」と矛盾しないような方法で「アド・ホック」な援助により「英国の問題」を直接に解決するというコースであった。そして、これが不可能な場合の次善の策は、IMFの外で、しかしブレトン・ウッズの内部で「英国問題」を間接的に解決するという「銀行」の強化のコースであった。もちろん、ブレトン・ウッズ協定の修正・批准の基本線の「公分母」は後者の道を採用のほかなかったのであるけれども。さて、いまや、ウィリアムズ「第三のアプローチ」の方法論上のパラドックスは明らかであろう。それは、彼がブレトン・ウッズ協定批准論議において「ブレトン・ウッズ・アプローチ」と「キー・カレンシー・アプローチ」は代替物とみなされるようになってきたが、われわれはその両方を必要とすると述べたところからも示唆されるように、「英国問題」の解決策は「キー・カレンシー・アプローチ」を通じて発見されねばならないと同時に、「双務主義」以外の「ブレトン・ウッズ」の枠内で探究されねばならなかったという点にある、といえよう。別言すれば、過渡期特有の問題は「キー・カレンシー・アプローチ」を通じて解決されねばならないと同時に、「キー・カレンシー・アプロー

77) J. H. Williams, *op. cit.*, pp. 121-122.

チ」の線で解決されてはならないというウィリアムズが直面した戦後再編計画の実践上のディレンマは、いわゆる次善の策、したがってまた、ブレトン・ウッズ協定の修正により克服される以外になかった、といえよう。こうして、ブレトン・ウッズ協定修正問題は、「多角的 多角主義」から「双務的多角主義」への「戦後再編原理適用方式」の「修正」の起点をなすことになったのである。ともあれ、この点で注意すべきは、ウィリアムズのブレトン・ウッズ協定修正の歴史的意義は、実はブレトン・ウッズ体制の枠組そのものを逆規定する内容を含んでいた、ということである。もしブレトン・ウッズが、ブレトン・ウッズ協定の修正によっても、過渡期に有効かつ弾力的に機能しえないとすれば、ブレトン・ウッズの外から「キー・カレンシー・アプローチ」が再び導入されざるをえなくなるのは論理必然であるからであった。後述するように、ウィリアムズが上院のヒアリングにおいて、まずブレトン・ウッズの内部で「キー・カレンシー・アプローチ」を採用したブレトン・ウッズ協定の修正を唱え、次いでブレトン・ウッズの外部から「キー・カレンシー・アプローチ」を追求した対英援助を訴えるという、いわば「二段構えの方法」を示唆したのは、この事情を暗示しているといえよう⁷⁸⁾。

2) 財務省の「キー・カレンシー・アプローチ」批判

いうまでもなく、ブレトン・ウッズのなかに「キー・カレンシー・アプローチ」を要請すると同時に、IMFの存在理由を高めた原動力は共に、過渡期の「双務主義」の現実的展開に他ならなかった。しかし、いかにブレトン・ウッズの枠内で「ブレトン・ウッズ・アプローチ」と抵触しないような方法で「キー・カレンシ

ー・アプローチ」を追求し、ブレトン・ウッズ協定の修正を企てたとしても、「キー・カレンシー・アプローチ」の限界そのものが消滅するわけではないこともまた、自明であった。米国財務省のモーゲンソー長官やホホワイトが、「ブレトン・ウッズ・アプローチ」に代位する「キー・カレンシー・アプローチ」の追求は、それが通貨ブロックと双務協定を温存するばかりではなく、それらを制度化しかつ永続化する危険性を孕んでいるとして、ウィリアムズ構想を否定したのもこのためであった。ブレトン・ウッズの代替策としての「キー・カレンシー・アプローチ」が、もともとブレトン・ウッズ会議に至る「国際通貨」論争のなかで登場し、(1)世界を経済ブロックに分裂させる傾向を有する、(2)貿易・通貨上の差別待遇を伴う危険がある、(3)中・小国の経済利益が考慮に入れられていないなどの理由で拒否された「強国のアプローチ」であったことは、周知の通りである⁷⁹⁾。

実際、現行通りブレトン・ウッズ協定を批准することこそが最大の目標であった財務省が、ウィリアムズのIMF批判を封じるために、「キー・カレンシー・アプローチ」に非妥協的に反対したのは、第一に、1945年に全く「新しいアプローチ」にもとづいて再び国際会議の全過程をやり直すことは建設的ではない、と判断したからであった。第二は、為替安定問題とは国際貿易と国際投資を拡大するという、いわゆる「自由・無差別・多角主義」にかかわる普遍的問題であるので、グローバルな「国際協力」を通じて達成されるべきものである。それゆえ、英米により排他的な「共同主権」を確立することは、「英米が世界の金融を牛耳る」という疑念を生み出すばかりではなく、究極的に「ドル・ブロック」と「スターリング・ブロッ

78) ガードナーは後者の点からウィリアムズを抱えるために、ブレトン・ウッズ協定修正の意義を看過し、ブレトン・ウッズから英米金融協定への道を「多角主義」から「双務主義」への後退の道と機械的にみることになっている。

79) Louis Rasminsky, "International Credit and Currency Plans", *FA*, Vol. 22, No. 4, July 1944, pp. 559-601. 財務省のブレトン・ウッズ弁護の強力なキャンペーンは、A. V. Dormael, *op. cit.*, pp. 240-250; D. Rees, *op. cit.*, pp. 343-346を参照されたい。

ク」の対立・抗争に帰着する、と懸念されたからでもあった⁸⁰⁾。

「双務主義」は、新しい種類の「国際協力」のシンボルとしてのブレトン・ウッズに代位されねばならないと強く訴えたホワイトが、ウィリアムズのIMF批判に反論する形でブレトン・ウッズを守ることに腐心し、「キー・カレンシー・アプローチ」の限界を鋭く突いたのも何ら不可思議なことではない。むしろ、ブレトン・ウッズの「自由・無差別・多角主義」は「国際協力」を通じてのみ達成される。それゆえ、ブレトン・ウッズの拒否は「国際協力」の放棄に他ならないという点にこそ、彼の反論の核心があったのである。さて、ホワイトはIMFを擁護する立場から、ウィリアムズに代表される「キー・カレンシー・アプローチ」を否定したのであるが、さらに進んで、ウィリアムズの提唱したブレトン・ウッズ協定の修正はもとより、後でみるABAの「基金」と「銀行」融合論にも反駁したのであった。ではホワイトの反論はどのようなものであったのであろうか。その要点は多岐にわたっているが、具体的に示すと次の通りである。

(1) IMFの為替レートが弾力的であるという非難については、逆に、「基金」の目的である為替の安定と厳格な固定レートを同一視していると主張した。為替相場は短期には固定すべきではあるが、長期的には伸縮性をもたされるべきである。一国の経済地位がシフトした場合の「基礎的不均衡」の適当な治療法は秩序ある為替相場の調整に委ねられるべきであるという判断であった。

(2) IMFの資金が自由に利用され、「基金」の機能が停止する恐れがあると懸念された点については、「基金」には資金利用について安全装置がついていると弁護した。「基金」の目的に反する行動をとる加盟国は「基金」の資金の利

用を制限されるというように、IMFは資金援助の要請を受けた場合、「消極的」というより「積極的」な役割を演じることができる。「基金」は、アメリカ・ドルを安く貸し出すための措置ではなく、「国際通貨」協力ならびに為替取引の安定と秩序とを維持するための手段であり続けるだろうという、IMFによる「多角主義」の利益の強調であった。

(3) IMFが債務国により支配されるだろうという危惧については、米国は、自治領とインドを含めたイギリスが全投票権の26%にすぎないのにたいして、28%を占めるという事実には照らして打ち消した。その上、「基金」は、それなしには国際貿易の拡大と国際投資の再開はとうてい望めないような安定的かつ秩序ある外国為替取引の取決めのベースを提供することになるが、この「利益」はすべての国の「共通の利益」であるとする「普遍主義」の立場の重視であった。

(4) 大戦後、世界各国は「ドル不足」状況に陥り、ドルが「稀少通貨」になるだろうという問題については、米国が高度な雇用を達成し、国際投資を再開すれば、克服されるという見解を示した。「ドル不足」は、ウィリアムズのいうように、IMFのメカニズムより生じるのではない。IMFがドルを浪費し、涸渇し、「ドル不足」を創り出すのではない。むしろIMFは最も需要ある通貨の不足を延期するだろう。というのは、「基金」は「ドル不足」状況を調査し、それを是正するために実行可能な措置を「基金」の資金を利用する条件として借入国に採るように政策提言を行うからである。

(5) IMFは余りにも野心的である。問題は「キー・カレンシー・アプローチ」の追求によりベストに解決されるというオールドリッチ案については、それは外国為替の安定と外国為替取引の自由化はユニバーサルに望ましい政策ではないという恐れを一部反映していたのであるが、秩序ある外国為替協定は多角的ベースでの「国際協力」を通じてのみ実行可能であると反

80) Henry Morgenthau, Jr., "Bretton Woods and International Cooperation", *FA*, Vol. 23, No. 2, January 1945, pp. 192-193.

駁した。「国際支払手段」としての「キー・カレンシー」の強調は、米国が英連邦ばかりではなくすべての国の為替レートに直接利害関係をもっているという事実からみて誤りである。1937年時点で、合衆国の外国貿易はイギリスが11.5%で、カナダを除く自治領が23%を占めていた。むしろ米国は外国貿易の75%以上を占める英連邦以外の諸国と通貨安定を達成する方が重要であろう、という認識であった。

(6) 「キーカレンシー・アプローチ」を戦後過渡期の英国問題に適用し、英米の為替安定協定の締結を提唱したタフトやオールドリッチの構想は、ニューヨーク・ファースト・ナショナル銀行頭取、レオン・フレイザー (Leon Fraser) が50億ドルの対英金融援助に英国の為替取引の制限を除去することを結びつけて唱えたブレトン・ウッズ代替案の「一変種」にすぎないが、この構想の欠点は、戦後の通貨問題と戦後英国の国際収支問題を完全に同一視している点に認められるとして攻撃した。その理由としては、英国が国際勘定のバランスを回復するために、世界貿易の拡大を必要としている上に、対英借款も英国自身の問題、ないしは戦後の健全な国際収支パターンを確立するという世界の問題に助力するとは思われないからであるという。対英ローン供与は、英国にドル債務を負わせるばかりではなく、同国の国際収支均衡に実際何ら貢献しない。他方、「基金」と「銀行」は世界貿易と投資を拡大するための有利な条件を提供することによって、戦後の国際収支の健全なパターンを確立する上で、実際助力するだろうという主張であった。

(7) ブレトン・ウッズにはさらに国際通商関係を拡大する「追加手段」が必要であるという批判については、意見の相違はなかった。合衆国政府の立場は、はじめから「基金」と「銀行」は他の措置により補足されなければならない、というものである。安定的かつ秩序ある外国為替協定の達成は、最大の工業国が高度なビジネス活動を維持するための政策を追求するなら

ば、ベストに確保されるだろう。かかる条件のもとで、国際収支は困難なくバランスが保たれる。そして、それはまた、国際貿易の障壁の低減に有効であるだろう。貿易障壁の一般的軽減は、秩序ある為替レートと為替取引の自由が確保されるまでは達成されえない。「基金」により、各国ははじめて互恵的関税引き下げをおこなう基盤を得ることができる、という事実評価である。

(8) IMFは過渡期終了後まで延期されるべきであるというウィリアムズ構想については、「基金」は過渡期にこそ達成すべき最も価値ある機能をもっていることが指摘された。もっとも、ウィリアムズもいうように、IMFは救済、復興、戦債の清算のために資金を供給するように企てられていないのではあるが。これは、過渡期という特別の問題を除けば、外国為替問題を扱うIMFの役割は決定的に重要であるという主張である。

(9) 「国際通貨」協調のための広範なプログラムは全体像が明らかになるまで完全に支持できず、しかもその試みは数年またねばならないという全国外国貿易評議会 (NFTC) にみられる「完全論のアプローチ」については、「孤立主義者」による「国際協力」の全プログラムを抹殺する試みと反論した。

(10) IMFは廃止され、IBRDに安定ローンをなす権限を与えるべきというABAの単一機関統合論については、それは、「基金」の主たる目的が追加的為替資金を供給するという仮定にもとづいており、基本的に誤っていると述べた。「基金」は主として、外国為替取引に安定、秩序、自由を確立し、これを維持するための手段である。IMFの資金はかかる政策を採用し維持する国を助けるために使用されるにすぎない。長期安定ローンはこの目的を破壊するだろうというのが、その答えであった。

以上、ホワイトは、「自由・無差別・多角主義」原則はブレトン・ウッズの「国際協力」を通じてのみ実施、管理されるという点から、ブ

レトン・ウッズの擁護論を展開したのであった。世界は戦争直後、「経済的孤立主義」に舞い戻るといふ絶望的な危険な状況にある。しかし、静観論者や「キー・カレンシー・アプローチ」の提唱者は事実上、米国が「なにもしない」ばかりでなく、その上、「何もしなければいけない」という主張、したがって、人々を相互敵対的な差別と混乱の世界に追いやる危険な回帰策を提案しているという認識であった。つまり、ブレトン・ウッズの「国際通貨」と国際投資のための「国際協力」は、性格が弾力的で範囲が広くなければならなかったのである。それは、種々の経済発展段階にあるすべての国の参加が政策調整により対立を避けるべく組織化された「国際協力」という枠組を必要としたともいえるであろう。「ブレトン・ウッズ・アプローチ」は、「国際協力」によって世界各国の「共通の利益」を実現し、かつ管理するという理念にもとづいていたのである。この点で、ブレトン・ウッズ会議は「国際協力」の理念を最大限実行に移す方向への大きな前進であった、といえよう⁸¹⁾。

さて、以上みてきたいわゆるホワイト・ウィリアムズのブレトン・ウッズ協定批准をめぐる論争の基本線が、「戦後再編構想原理」を戦後世界の現実にかに適用するのがベストかという点をめぐって争われたものであったこと、そしてウィリアムズの「キー・カレンシー・アプローチ」が「ブレトン・ウッズ・アプローチ」に代わる唯一建設的な提案として登場してきたことは、いまや明らかであろう。では、果たして、両アプローチの対立の止揚は可能であったのだろうか。ブレトン・ウッズ協定批准論争の最も不幸な点は、ウィリアムズもいうように、議論の核心において、この両アプローチが代替物としてみなされたことにあったのである。しかし、このことから直ちにガードナーのいうよう

に、ウォール・ストリートの金融界と財務省の間の深い溝を反映して妥協の見込みは全くなかったと断言してよいのであろうか。ガードナーは、ブレトン・ウッズ協定修正論争に深く立ち入らなかったために、このように述べたと思われる⁸²⁾。われわれは、ガードナーが残したブレトン・ウッズ協定批准問題をブレトン・ウッズの「国際協力」の延長線上で抱えようという立場にたっている。それゆえ、ブレトン・ウッズ協定批准の原動力は、ハンセンもいうように、両アプローチの何らかの形で調停によって与えられる以外にはなかった、と考えるのである。「キー・カレンシー」国の協調は大・小すべての国を含むグローバルな「国際協力」の枠内ではじめて成功を収めると同時に、「国際協力」も「キー・カレンシー」国が大・小すべての国から構成される「国際協力」機関に参加しない限り危険であるという両アプローチの相互補完論の強調が、すなわちこれである⁸³⁾。これは、戦後過渡期の現実的な国際経済関係の展開が「国際協力」の実践として「多角主義」と「双務主義」の混合・併存を必要としたという分析視角からブレトン・ウッズ体制の原点を捉え直すというわれわれの研究作業の重要な焦点の一つをなすと思われる。そこで、次に、ブレトン・ウッズ協定修正の「調停」の道がどのような論理と代替策によって切り開かれたのかを、具体的にブレトン・ウッズの批准論争として検討することにしよう。

(続く)

81) Harry White, "The Monetary Fund: Some Criticisms Examined", *FA*, Vol. 23, No. 2, January 1945, pp. 206-210; *House Hearings*, p. 313; *The Economist*, February 24, 1945, p. 253.

82) J. H. Williams, *op. cit.*, pp. 132; R. N. Gardner, *op. cit.*, pp. 133. 邦訳(上), 277頁。「キー・カレンシー・アプローチ」と「ブレトン・ウッズ・アプローチ」の相互補完性を自覚していたウィリアムズが、過渡期の英国問題の代替案としてホワイトが「基金」と「銀行」を提示した点を強く非難した経緯は、D. Ress, *op. cit.*, p. 349を参照。

83) A. Hansen, *America's Role in the World Economy*, New York, 1946, pp. 84-87.